



福祉施設版

NEWS LETTER

2022年11月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-4-7 イマス浜田ビル3階
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

実地指導から運営指導に 改正から半年



今年度から、自治体による介護保険施設等に対する実地指導が運営指導に名称変更され、マニュアル^{*}も改正されました。オンライン指導も正式に加わり、コロナ禍で抑えられていた実施件数が徐々に増加しつつあります。

変更のポイント

今回の変更は厚生労働省の専門委員会の提言に基づくもので、事業者の負担軽減にも配慮した内容になっています。

① 指導内容は次の3つ

1. 介護サービスの実施状況指導

サービスの適正性の確認や高齢者虐待・不適切な身体的拘束などの発見・防止について、現場で実態を目視し、関係者から状況を聴取することにより確認します。

2. 最低基準等運営体制指導

サービス種別ごとの基準等に規定する運営体制を確認します。

3. 報酬請求指導

主として介護保険施設等が、届出等で実施する各種加算に関する算定および請求状況について確認します。

上記2.と3.は、**オンライン会議システム等を活用した指導も可能**となりました（原則は実地）。これにより、従前の「実地指導」という名称が「運営指導」に代わりました。

② 頻度は6年または3年に1回以上

運営指導の実施頻度は、指定等の有効期間（6年）内に少なくとも1回以上（施設サービス・居住系サービスは3年に1回以上）との基準に従い、各自治体が定めています。

③ 主な標準化・効率化ポイント

1. 確認する項目と文書を限定

運営指導における確認項目・確認文書はマニュアルにてサービス種別ごとに設定されています。特段の事情がない限り、これ以外の項目・文書の確認は行われません。

2. 文書の対象期間を限定

前年度から直近（おおむね1月程度前まで）の実績に係るものが対象です。

3. 電磁的記録の場合はディスプレイ上で確認

印刷した紙による準備・提出は不要です。

実際の指導要領や重点項目は、自治体により異なります。所管の自治体のホームページをご確認ください。

^{*}厚生労働省 介護保険施設等運営指導マニュアルについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

福祉施設等における都道府県別の入職・離職率

ここでは今年8月に発表された調査結果*から、福祉施設等における入職率と離職率の状況を都道府県別にみていきます。

全国的には男女とも入職超過に

上記調査結果から、2021年の福祉施設等（以下、医療、福祉）の入職率と離職率を都道府県別にまとめると、下表のとおりです。

全体の結果（計）をみると、入職率は男性が16.4%、女性が13.7%でした。離職率は男性が13.3%、女性が13.6%で、入職超過率（入職率から離職率をひいた数値で、プラスは入職超過、マイナスは離職超過）は男性が3.1ポイント、女性が0.1ポイントと、いずれも入職率が離職率を上回る入職超過の状態となりました。

都道府県ごとに異なる状況

都道府県別の状況をみると、入職率が最も高いのは男性が群馬県で68.2%、女性は滋賀県で29.1%でした。離職率は、男性が熊本県の81.8%、女性は沖縄県の32.3%が最も高くなりました。

入職超過率は男性が富山県の40.8%、女性は宮崎県の11.9%が最も高い状況です。地域によっては、男女ともに入職超過率がマイナスとなるところもあり、状況は都道府県ごとに異なっています。

2021年の都道府県別医療、福祉の入職率と離職率(%、ポイント)

	男性			女性				男性			女性		
	入職率	離職率	入職超過率	入職率	離職率	入職超過率		入職率	離職率	入職超過率	入職率	離職率	入職超過率
計	16.4	13.3	3.1	13.7	13.6	0.1	三重県	11.6	4.9	6.7	11.8	21.0	-9.2
北海道	14.3	10.6	3.7	14.0	10.3	3.7	滋賀県	39.3	11.5	27.8	29.1	22.0	7.1
青森県	13.8	19.9	-6.1	18.4	10.6	7.8	京都府	15.5	18.6	-3.1	23.7	20.3	3.4
岩手県	25.2	16.6	8.6	10.4	9.4	1.0	大阪府	37.4	18.0	19.4	13.2	13.8	-0.6
宮城県	16.7	6.2	10.5	11.9	8.0	3.9	兵庫県	12.5	11.1	1.4	14.5	11.4	3.1
秋田県	39.8	29.0	10.8	9.3	13.8	-4.5	奈良県	17.3	8.6	8.7	4.1	13.2	-9.1
山形県	16.1	37.3	-21.2	16.3	16.5	-0.2	和歌山県	14.6	16.0	-1.4	15.4	10.5	4.9
福島県	42.2	15.5	26.7	16.3	16.7	-0.4	鳥取県	4.9	1.6	3.3	2.7	6.7	-4.0
茨城県	27.7	17.2	10.5	14.5	11.1	3.4	島根県	9.4	7.1	2.3	4.6	3.6	1.0
栃木県	22.7	9.4	13.3	25.5	15.8	9.7	岡山県	8.3	15.5	-7.2	14.4	4.4	10.0
群馬県	68.2	40.8	27.4	22.0	20.8	1.2	広島県	14.3	14.0	0.3	18.9	23.0	-4.1
埼玉県	9.5	8.8	0.7	17.4	18.4	-1.0	山口県	6.8	4.4	2.4	4.4	5.1	-0.7
千葉県	5.7	6.0	-0.3	8.1	19.2	-11.1	徳島県	29.3	24.8	4.5	21.3	27.9	-6.6
東京都	7.7	10.0	-2.3	8.5	8.6	-0.1	香川県	27.4	16.5	10.9	24.5	16.1	8.4
神奈川県	7.6	9.1	-1.5	10.8	9.9	0.9	愛媛県	42.5	14.0	28.5	19.1	25.8	-6.7
新潟県	3.9	10.3	-6.4	16.0	16.9	-0.9	高知県	9.4	5.5	3.9	8.0	5.4	2.6
富山県	48.8	8.0	40.8	10.2	15.8	-5.6	福岡県	8.1	14.0	-5.9	8.7	10.0	-1.3
石川県	14.6	9.3	5.3	15.4	9.8	5.6	佐賀県	3.4	8.9	-5.5	15.9	4.6	11.3
福井県	17.8	10.1	7.7	10.2	10.5	-0.3	長崎県	13.4	5.8	7.6	15.5	11.0	4.5
山梨県	11.3	2.4	8.9	5.3	4.3	1.0	熊本県	22.5	81.8	-59.3	7.2	8.3	-1.1
長野県	14.4	5.3	9.1	4.3	6.8	-2.5	大分県	2.8	2.4	0.4	9.6	11.1	-1.5
岐阜県	8.6	9.3	-0.7	10.1	9.5	0.6	宮崎県	32.3	22.5	9.8	26.9	15.0	11.9
静岡県	12.6	13.8	-1.2	17.5	18.5	-1.0	鹿児島県	10.5	10.3	0.2	6.4	4.3	2.1
愛知県	31.9	15.8	16.1	15.1	20.3	-5.2	沖縄県	11.6	5.2	6.4	27.6	32.3	-4.7

厚生労働省「令和3年雇用動向調査結果」より作成

※厚生労働省「令和3年雇用動向調査結果」

2022年8月に発表された、日本標準産業分類に基づく16大産業の5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、層化無作為に抽出した約15,000事業所を対象にした調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450073&tstat=000001012468&cycle=7&year=20210&month=0&tclass1=000001012469&tclass2=000001161806&result_back=1&tclass3val=0

福祉施設でみられる 人事労務Q&A



『今だからこそ確認しておきたい社会保険の加入要件』



職員数 55 人の施設です。雇用契約書で週の所定労働時間を 25 時間と定めているパート職員がいますが、人手が不足しているため、契約の労働時間や労働日数より多めにシフトに入ってもらっています。週 5 日、週 30 時間程度になりますが、社会保険について配偶者の扶養のままとしておいて大丈夫でしょうか？



現状の職員数を前提とすれば、1 週間の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が正職員の 4 分の 3 以上のパート職員については、社会保険に加入させなければなりません。加入は、雇用契約書等で定める所定労働時間および所定労働日数により判断しますが、今回のように、実態として加入要件を満たす状況が長く続くときについても、社会保険に加入させなければなりません。

詳細解説：

1. 社会保険の加入要件

現状では、1 週間の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が正職員の 4 分の 3 以上であるパート職員は、社会保険の被保険者となります。

この判断は、原則として就業規則や雇用契約書等で定めた所定労働時間および所定労働日数をもとに行います。

今回のように、雇用契約書では社会保険の加入要件を満たさないパート職員が、業務の都合等により加入要件を 2 ヶ月以上連続して超えた場合で、引き続き同様の状態が続いているまたは続くことが見込まれるときは、加入要件を満たした月の 3 ヶ月目の初日に社会保険に加入しなければなりません。

2. パート職員等の社会保険加入要件の変更

法律改正に伴い、2022 年 10 月 1 日から職員数 101 人以上の施設では、次の 4 つのすべての要件を満たすパート職員については、社会保険の被保険者となります。



- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上
- ② 雇用期間が 2 ヶ月を超えて見込まれること
- ③ 月額賃金が 8.8 万円以上
- ④ 学生ではないこと

さらに、2024 年 10 月からは、職員数 51 人以上の施設も、現状の要件 (1. の加入要件) からこの要件へ変わります。

なお、社会保険の加入対象となる職員数 101 人以上または 51 人以上の基準は、厚生年金保険の被保険者数 (原則として、正職員数と、週の所定労働時間および 1 ヶ月の所定労働日数が 4 分の 3 以上であるパート職員数の合計) で判断します。

年収 130 万円未満であることが社会保険の被扶養者となる要件の一つですが、この範囲内のパート職員でも社会保険の加入要件を満たしていれば、被扶養者から外れ自身で社会保険に加入しなければなりません。パート職員が被扶養者としての勤務を希望している場合は、労働時間や労働日数について、本人と話し合っておきましょう。

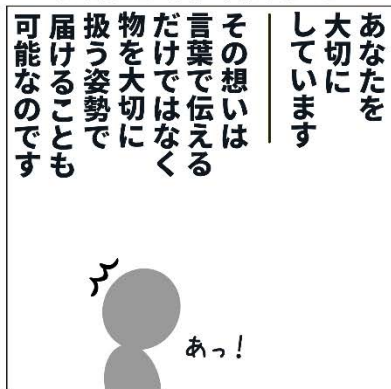
事例で学ぶ 4コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『姿から届く優しさ』



姿から届く優しさ



ワンポイントアドバイス

一般企業では、名刺の取扱いをする際、「名刺は、その人の分身である」という考え方をします。

このため、名刺を大切に取扱う姿は、相手を大切にしている印象を届けます。

一方、名刺を乱雑に扱う姿は、相手を尊重していない横柄な印象を届けてしまいます。

福祉施設では、名刺を取扱う機会は一般企業に比べて少ないかもしれませんが、**利用者様への想いはスタッフの姿から分かる**こともあります。

今回の事例では、アイさんは本棚に戻すことを忘れられていた本を見つけ、戻すついでに乱れた本棚の本を整頓しているようです。

そして、そのアイさんの一連の行動を利用者様のご家族はちゃんと見ていたようですね。

もし、アイさんが本を片づけなかったり、もしくは乱雑にしまっていたりしたならば、最後の言葉を聞くことができなかつたかもしれません。

このように、スタッフの姿を利用者様やそのご家族は見ています。スタッフの優しい姿は、必ず周りによい影響を与えることができるでしょう。

これはとても素敵なことです。ぜひ、実践してみてください。